

# 退職所得の受給に関する申告書（施設・団体保管書類）

## 【記入上の留意点】

- 退職共済金を受給される方は、「申告書の書き方」を参照し、必ず作成し、施設・団体にて保管してください。記入押印がないと支給額の20.42%が税額として徴収されます。従事者共済会や税務署への提出は必要ありません。

記入例		令和●年分 退職所得の受給に関する申告書		退職所得申告書		※払者受付印	
年 月 日 税務署長 市町村長 殿		所在地 (住所) 新宿区西新宿〇-〇		現住所 板橋区板橋南町〇-〇		氏名 柏 優子	
名称 (氏名) 社会福祉法人〇〇会		個人番号 0000 0000 0000		その年1月1日現在の住所 同上		あなたのため	
法人番号 (個人番号) ※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。		A ① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日 〇年3月31日 ※退職日を記入		③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間 自×年4月1日 年 至〇年3月31日 15		生活の有無 生活扶助 有 無	
② 退職の区分等 一般 障害		B ④ 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間 自 年 月 日 年 至 年 月 日 年		⑤ うち特定役員等勤続期間 有 無 自 年 月 日 年 至 年 月 日 年		⑥ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間 自 年 月 日 年 至 年 月 日 年	
あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがあ		C ⑥ 前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内)に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。		⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑦の勤続期間と重複している期間 自 年 月 日 年 至 年 月 日 年		⑧ ④ うち特定役員等勤続期間との重複勤続期間 有 無 自 年 月 日 年 至 年 月 日 年	
A又はBの退職手当等についての勤続期間のうち、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。		D ⑧ Aの退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間 自 年 月 日 年 至 年 月 日 年		⑨ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑧又は⑨の勤続期間だけからなる部分の期間 自 年 月 日 年 至 年 月 日 年		⑩ ④ うち特定役員等勤続期間 有 無 自 年 月 日 年 至 年 月 日 年	
⑨ Bの退職手当等についての勤続期間(④)に通算された前の退職手当等についての勤続期間 自 年 月 日 年 至 年 月 日 年		⑩ ⑦と⑩の通算期間 自 年 月 日 年 至 年 月 日 年		⑪ ⑧ ④と⑩の通算期間 自 年 月 日 年 至 年 月 日 年		E B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。	
E 区分		退職手当等の支払を受けることとなった年月日		収入金額 (円)		源泉徴収税額 (円)	
一般		.		.		特別徴収税額 (円)	
B 特定役員		.		.		支払を受けた年月日	
C		.		.		退職の区分	
						一般・障害	
						一般・障害	
						一般・障害	
						支払者の所在地 (住所)・名称 (氏名)	

(注意) 1 この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の20.42%に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。

2 Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に添付してください。

3 支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定役員等勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。

27.06 改正 (規格A4)